様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

八幡平市長　　　　　　　　　様

八幡平市移住支援金交付申請書

八幡平市移住支援金の交付を受けたいので、八幡平市移住支援金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | |
| 氏名 |  | 年　　月　　日 | |
| 住所 | 〒 | 電話  番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 世帯区分 |  | 単身 | |
|  | ２人以上の世帯 | | 申請者を除いた世帯員の人数  （うち18歳未満の者の人数） | | | | | | | 人  （　　人） | |
| 移住支援金の種類 |  | 就業 |  | | 専門人材 |  | テレワーカー |  | 関係人口 |  | | 起業 |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「いわて暮らし応援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、八幡平市に居住し、かつ、就業・起業する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| （就業・専門人材・起業の場合のみ記載）  申請日から５年以上継続して、  就業・起業する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| （就業の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者または取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）  八幡平市への移住の意思について |  | Ａ．自己の意思である |  | Ｂ．所属からの命令である |
| （関係人口の場合のみ記載）  八幡平市の関係人口要件の該当の有無について | 市に住民登録する前日までに、八幡平市応援市民制度に登録している、又は岩手県が実施する遠恋複業の取組により、県内企業若しくは団体と複業をしたことがあり、かつ、次の項目のいずれかに該当している  ・市内において農林水産業に就業する者  ・家業へ就職する者、又は事業を承継される者  ・市内事業所に週20時間以上の雇用契約に基づいて就業する者 | | | |
|  | Ａ．該当する |  | Ｂ．該当しない |

※各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５　（東京23区への通学者・通勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※直近10年間の在勤履歴を記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　　回程度／行くことはない／その他（　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（岩手県及び八幡平市使用欄） |  |

別紙１

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　岩手県と八幡平市が共同して行ういわて暮らし応援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び八幡平市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、八幡平市移住支援金交付要綱及びいわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(１)　移住支援金の交付申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(２)　移住支援金の交付申請の日から３年未満に市外へ転出した場合：全額

(３)　移住支援金の交付申請の日から１年以内に就職に関する要件を満たさないこととなった場合：全額

(４)　いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

(５)　移住支援金の交付申請の日から３年以上５年未満に市外へ転出した場合：半額

別紙２

いわて暮らし応援事業に係る個人情報の取扱い

　岩手県及び八幡平市は、いわて暮らし応援事業及び八幡平市移住支援金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、岩手県及び八幡平市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。